



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2727 号 2015.11.19 発行

通算 2727 号を記念して西日本新聞連載の「性暴力の実相・第 2 部」をまとめてお届けします【kobi】

性暴力の実相・第 2 部（1） 「自分を抑えられない」 西日本新聞 2015 年 11 月 16 日



勤務先は、だれもが知るような大手。周囲から“お堅い”と思われていた男には、裏の顔があった。

西日本に住んでいた 40 代のタグチ＝仮名＝は数年前、アパートの一室に無施錠の玄関から忍び込み、寝ていた若い女性に馬乗りになった。「騒いだら殺す」。女性が抵抗するそぶりを見せると顔面を殴りつけた。凶器を近づけると、女性の体から力が抜けるのが分かった。「これで、この女は思いのまま」。女性の T シャツを顔にかぶせ、自分の顔を見られないようにした。写真も撮った。

「耐え難い苦痛を与えているときこそが、私にとって至福のときだった」

タグチには結婚歴があり、子どももいる。堅実な仕事ぶりは、地元の新聞にも取り上げられた。その一方で、同様の卑劣な事件を何件も起こしていた。乱暴し、「記念品」として下着や同窓会名簿などを奪って帰ったこともある。複数の女性への事件でタグチは逮捕され、強盗強姦罪などで懲役 20 年以上の刑を受けた。今も服役している。

タグチは、「ムラムラして」突発的に犯行に走ったわけではなかった。

仕事を終えると、バス停やコンビニで「おとなしそうな女性」を探し、尾行した。自宅を突き止めると、洗濯物や郵便受けを確認し、家族の存在を見極めた。勤務先や帰宅時間、就寝時間なども把握。少しずつ女性に近づいていくスリルがたまらなかったという。

そうして完成させた「リスト」には、常に 10 人以上の女性の名前があった。証拠が残らないよう軍手や目出し帽を準備し、夜が明けるまで、リストにある複数の女性宅を見て回ったこともある。隣人が留守など「絶対に捕まらない」と確信すれば部屋に押し入った。

「女性を蹂躪（じゅうりん）し、支配することで自分の心が満たされていくのを感じた」。服役中のタグチから記者に届いた手紙には、きちょうめんな字が並ぶ。妻は大事な人で、暴力的な行為はできなかったという。

「性暴力が性欲のみで行われるという考えは間違い。女性を『支配したい』『優越感を得たい』などの欲求が背景にあり、犯行のほとんどは計画的に行われる」。こう話すのは、30 年以上、性犯罪者と向き合ってきた藤岡淳子大阪大大学院教授（非行臨床心理学）。「快

感が伴うため他の犯罪より習慣化しやすく、思春期前から問題行動を重ねている例が多い」とも言う。

タグチも中学に入ったころから、のぞきを繰り返すようになった。初めて女性宅に侵入したのは就職し、結婚して子どもを授かったころ。「いつか身の破滅につながる」と不安を抱きながら、自分を抑えられなくなっていったという。

タグチ自らの説明では、両親に大切に育てられ、成人しても仕事や家庭に不満や強いストレスがあったわけではない。女性に対する強烈的な支配欲はどこからきたのか、「何度考えても分からない」という。

「過去のトラウマや衝撃的な体験が原因ではなく個人の意味ではコントロールできないものだと思います」。手紙には女性を思うままにしたい気持ちが今も消えないとあった。

性犯罪を防ぐには、どうすればいいのか。連載「性暴力の実相」第2部では、加害者の行動などから、対策などを考えたい。

◆性犯罪者が被害者を狙った理由 警察庁科学警察研究所が1997～98年に性犯罪事件の容疑者553人を対象にした調査（複数回答）では、容疑者が被害者を狙った理由は（1）「おとなしそうに見えた（抵抗されなかった）」37.4%（2）「警察に届け出ないと思った」37.2%（3）「1人で歩いていた」26.5%の順。「好みのタイプだった」は11.9%、「挑発的な服装をしていた」は5.2%にとどまった。

性暴力の実相・第2部 田中嘉寿子・大阪高検検事に聞く

西日本新聞 2015年11月16日



大阪高検の田中嘉寿子検事

「魂の殺人」とも言われる性犯罪の厳罰化に向けた刑法改正議論が、法務相の諮問機関である法制審議会で進められている。「懲役3年以上」となっている強姦（ごうかん）罪の法定刑引き上げなどが主なテーマで、法相への答申を経て、法案に盛り込まれる見込み。多くの性犯罪捜査に立ち会ってきた大阪高検の田中嘉寿子検事（51）は「深い傷を負った被害者感情に法律がようやく追いついてきた」と話す。

現行法は、強姦罪を「3年以上20年以下の懲役」、強姦致死傷罪を「無期または5年以上20年以下の懲役」と規定。最低ラインは強盗罪（懲役5年以上）や強盗致死傷罪（同6年以上）より低く、罰則が軽すぎるとの指摘が出ていた。

強姦罪の法定刑引き上げ議論について、「強姦罪の下限が懲役5年に引き上げられると、懲役3年以下の刑で出される執行猶予がなくなる。厳しい処罰を求める被害者感情に応えられる」と評価する。

強姦罪や強制わいせつ罪は、被害者が警察に被害を届け出て処罰を求める「告訴」が必要。被害者の精神的負担は重く、10月に諮問を受けた法制審は11月の部会で、告訴を必要としない「非親告罪」に変更する方向性を打ち出した。

その効果について、被害者の負担軽減のほか、親の子に対する性虐待事件などで「円滑な事件化が可能になる」と指摘。被害者のプライバシーなどを守る配慮が必要となってくるが、「被害者の意向を無視して立件することはあり得ない」と説明する。

法制審では、強姦の被害対象に男性を含めるかや、従来は強制わいせつだった行為を強姦罪に格上げするかなども議論する。「被害者の屈辱感や心の傷は性別や被害の部位が違って変わらない。より重たい罪で審理されるのは当然だ」と語る。

田中検事によると、捜査関係者や裁判官の中には、恐怖心などから加害者に強く反発できない被害者心理を理解していない人もおり、被害者を責めるような言動で二次被害を与

えたケースもあるという。「二次被害の防止に向け、捜査関係者の研修充実や、裁判官への啓発も求められる」と力を込めた。

◆田中嘉寿子（たなか・かずこ） 1991年に検事となる。東京や福岡、仙台地検を経て大阪地検総務部副部長、同刑事部副部長を歴任。数多くの性犯罪や児童虐待事件の捜査に携わる。2014年には大阪高検検事として「性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック」を出版。法科大学院への派遣教授を務め、捜査関係者や性犯罪被害者支援団体向けの研修も行う。

性暴力の実相・第2部（2） 認知のゆがみが助長

九州の地方都市に住んでいた40代のヤマグチ＝仮名＝は数年前、通り魔的に強制わいせつ事件を繰り返して、懲役10年以上の判決を受けた。

通りすがりの少女を脇道や田んぼに引きずり込んで、体を触る。女子高生の後をつけ、帰宅した自宅に忍び込んで、わいせつ行為をする。カッターナイフを突き付け、脅す手口だった。これほどの犯罪にもかかわらず、当初は罪の意識がそれほどなかったという。

頭の中では、「脅迫」は女性に近づくための入り口で、その後、話して和ませ、口説いたことになっていた。「女性が涙を流して嫌がれば、犯行を思いとどまった」というヤマグチは「(被害者の中には)携帯電話に保存している写真を交換したり、雑談したりして、楽しい時間を過ごせた人もいた」と思っていた。

性犯罪者の多くは、女性に対し「認知のゆがみ」と呼ばれる誤った思考を持っているとされる。

警察庁科学警察研究所で主任研究官を務めた内山絢子目白大非常勤講師（犯罪心理学）の調査では「女性は『嫌だ』と言っても本当はそんなに嫌がっていない」と答えたのは一般男性（対象688人）の2・5%に対し、性犯罪の容疑者（対象553人）は21・1%。10倍近い開きがあった。

ヤマグチは、若いころにやっていたナンパの延長線上で事件を考えており、震え上がって抵抗できない少女を「自分を受け入れてくれた」と都合良く解釈していた。

性犯罪で有罪となったのは、今回で3度目。犯罪を繰り返した理由もまた、自分勝手なものだった。「派遣社員として必死に働いていた会社の正社員になれそうになかった」ことを理由に挙げ「社会のやつらは相手をしてくれん。全てが嫌になった」。脅してでも、女性に近づきたいと思い立ったという。

「一生刑務所に入れ、私の生活する世界に戻さないでください」－。被害少女やその保護者のヤマグチに対する憤りは激しかった。

その被害者全員にヤマグチは逮捕後、謝罪の手紙を書いた。裁判を通して、被害者の受けた苦痛を「完全ではないが、理解できたから」という。

今春、勾留中に1人の女性から返信が届いた。楽しい時間を共有できたと思い込んでいた相手だった。「怖くてたまらなかった。いかに刺激しないで帰ってもらっただけをずっと考えていた」と記されていた。

「当たり前ですよ…。当時、どれほど怖かったことか…。ヤマグチは記者への手紙にそう書き、「被害者のためにも、必ず生まれ変わる」と結んだ。

その言葉は本物なのか。

◆認知のゆがみ 内山絢子目白大非常勤講師の調査では、「女性は襲われたいと思ってい

西日本新聞 2015年11月16日



る」「関係を持てば女性は自分のものになる」「トラブルが生じれば女性は性犯罪と言い立てる」—などの誤った認識を持っている性犯罪の容疑者は多く、一般男性に比べてその割合は7～15倍に上るといふ。日常生活の中で、自身の行為を正当化する傾向などから生じていると考えられる。

性暴力の実相・第2部(3) 過激なAV「お手本」に 西日本新聞 2015年11月16日



強制わいせつの常習犯だった10代後半のシミズ=仮名=が“お手本”としたのは、アダルトビデオ(AV)だった。

見始めたのは中学生のころ。女性が男に襲われる過激なビデオに、すぐにのめり込んだ。「暴力的でも女は実は嫌がっていない」「撮影した監督も捕まってないし、同じようなことをやっても大丈夫なはずだ」。現実と仮想の世界の区別がつかなくなっていった。

九州の地方都市に住むシミズは、深夜、親の目を盗んで家を抜けだし、一人歩きの女性を尾行。人けのない場所で、背後から抱きつき、体を触って逃げた。繰り返すうちに逮捕され、少年院へ。今年、仮

退院した。動向を見守る保護観察官は言う。

「AVに触発されたと言うのは彼だけではない」

作品のまねをして、電車やバスで痴漢をした少年。無職で日がな一日、過激なAVを見て、女性を次々に襲った20代の男。「AVが性犯罪のリスクを高めているように感じる」。観察官は顔をしかめる。

福岡市都心部にあるアダルトショップの一角には、女性を力づくで襲ったり、虐げたりする作品が並ぶ。店によると、毎月の売り上げのうち、約3割をこうした作品が占めるといふ。

東京のAVメーカーは、作品に臨場感を出すため、実際の犯罪を参考にして打ち明ける。「『女性を襲いたい』という欲求に応えようと“現実”に近づけている」と説明する。

ただ、これが性犯罪を助長しているとの指摘には「顧客の欲求を発散させている。むしろ犯罪の抑止に役立っている」と反発する。

福岡市のAV観賞施設から出てきた60代男性も「月に2、3本は暴力的なAVを見るが、フィクションと分かっている。理性があれば大丈夫」。作り手側に問題はないとの立場だ。

犯罪とAVの関係性を示す一つのデータがある。

警察庁科学警察研究所が1997～98年、強姦(ごうかん)や強制わいせつの容疑で逮捕された553人に行った調査では、33・5%が「AVを見て自分も同じことをしてみたかった」と回答した。少年に限れば、その割合は5割近くに跳ね上がる。

ポルノ問題に詳しい中里見博徳島大准教授(憲法)は「女性や子どもを『モノ扱い』する過激なAVは、性暴力を容認する価値観を、見る者に植え付けかねない」と指摘。それらを簡単に見られるインターネットの普及で、危険性は高まっていると警鐘を鳴らす。

それを象徴するような発言が今年3月、福岡地裁での公判であった。

「簡単に見られる環境にも問題がある。自分も被害者だ」。女兒にわいせつ行為をした20代のアルバイトの男は、高校時代にネットで児童ポルノを見て小児性愛に目覚めたと主張。「環境」のせいにした。

倒錯した考え方に、性が氾濫する社会の病巣がのぞく。

AV業界、暴力的表現を自主審査 違法動画がネット流出も

アダルトビデオ（AV）は、映像倫理機構（東京）などの自主審査団体が審査し、内容や表現などの適法性をチェックしている。「公権力の介入を防ぐためにも、メーカーに厳格な自主規制を求めている」（審査団体関係者）が、過去には撮影時の暴力的な行為が刑事事件になった作品もある。

関係者によると、主な自主審査団体は五つ。最大手の映像倫にはメーカー115社が加盟、昨年1年で約1万2千作品を審査した。ほとんどの作品で、映像処理を強めるようメーカー側に要求。暴力的表現の場合「実際に行うと犯罪になります」などの字幕を入れるよう求めている。

2004年には、女性を暴行する作品が問題化。制作会社の社長らが強姦（ごうかん）致傷罪で有罪判決を受けた。事件を受けて暴力的AVの規制強化を求める声が上がったが、実現しなかった。

性描写と規制に詳しい山口貴士弁護士（東京）は「表現の自由のためにも法規制には反対。自主規制で対処すべきだ」と指摘。販売差し止めは「民事訴訟での対応が望ましい」という。

近年は、ネットで違法なわいせつ動画や画像が流通。多くは海外のサーバーを経由しており、国内の刑法では取り締まりが難しいという問題も出てきている。

一般公開される映画は、任意団体の映画倫理委員会（東京）が内容や描写について脚本の段階から審査。内容によって小学生の視聴に注意を促す「PG12」や年齢制限を示す「R指定」をしている。

◆AV撮影での人権侵害 アダルトビデオの出演を断った20代の女性が、所属していたプロダクションから違約金2460万円を請求された訴訟で、東京地裁は9月、「本人の意に反して強要できない性質の仕事」として会社側の請求を棄却した。関係団体にも「自分の意思に反して出演させられた」という相談が寄せられており、女性の代理人弁護士は「重大な人権侵害が横行している」と指摘する。

性暴力の実相・第2部（4） 「結びつき」が歯止め 西日本新聞 2015年11月16日



執行猶予中の30代の男性は、自らが強制わいせつ事件を犯すまでを振り返り、経緯をノートに記した。

《金欠でストレス》→《我慢》→《夜道をうろつく》→《少女を付け狙う》

引き続き「→」の部分に対処法を書き込んだ。

《家族に相談》《発散のためスポーツチームに入る》《コンビニに入り店員と会話》

性犯罪の再犯を防ぐためのプログラムが今夏、九州の保護観察所で行われた。

心理療法を使って犯行を思いとどまらせるプログラムが保護観察所や一部刑務所に導入されたのは2006年。対人関係や被害者感情などを学ぶ科目もある。

法務省の12年の発表によると、刑務所での受講者の再犯率は21・9%。非受講者より7・7ポイント低く、一定の効果はあるとされる。

制度開始から10年を前に、課題も見えてきた。

福岡地裁で今春あったわいせつ事件の公判。知的障害のある少女を狙ったとして起訴された福岡市の男（67）は、過去の服役中に再犯防止のプログラムを受けていた。男は、

裁判長から受講時のことを問われ、「難しすぎて、よく分かりませんでした」としか答えられなかった。出所から4カ月足らずでの犯行だった。

「出所した受講者に聞くと『何ですか、それ?』と言われることもある」とある保護観察官。性的欲求が起きにくい刑務所では現実感に乏しく、実社会での歯止めになりにくいとの指摘もある。

保護観察所でプログラムを受けられるのは、刑期満了前に出所してきた仮出所者と執行猶予中の人。回数は5回に限られる。『あとは自分で頑張る。さようなら』という制度になっている(矯正関係者)

社会としてどう性犯罪者を受け入れ、見守るのか。試みの一例が大阪にある。

大阪府では3年前、子どもへの性犯罪歴がある人に住所の届け出を義務付ける全国初の条例を施行した。狙いは監視ではなく支援という。

これまでに届け出たのは64人。当初は再犯防止のプログラムに取り組んだが、受講者の要望を受け、5年間無料のカウンセリングに切り替えた。1回90分で、月1度の利用が大半。多くが対人関係に悩みを抱えており、担当の臨床心理士は「話したら止まらない。それだけ相談できる場がないんでしょう」。犯歴が漏れないよう就労支援などは基本的にしない。

出所者情報は保護観察所などから提供されず、届け出は自己申告。「全体をカバーできておらず、どれほど意味があるのか」と効果を疑問視する声もある。

だが、利用者は言う。

「来ることが(再犯の)歯止めになっている」「行けないと(ストレスがたまって)危ない」

刑務所に勤務経験のある藤岡淳子大阪大大学院教授(非行臨床心理学)は「再犯防止には、人や社会とつながり、『変わりたい』という強い意志を持ち続けることが不可欠」という。根気強い取り組みの向こうに、光が見えてくる。

過去の性的虐待「加害に影響」

性暴力加害者の中には、自身が過去に性被害に遭った人もいる。大阪市西成区に住む団体職員の男性(37)もその一人。17歳のころに実父から性的虐待を受け、19歳から痴漢行為を繰り返した。男性は、性暴力の被害者が加害へと向く“負のスパイラル”があるのではという。

男性は生後間もなく親類に預けられ、その後も里親や養護施設を転々とした。父親と同居を始めたのは17歳のとき。夜になると、父親から性的虐待を受けた。「親の愛情表現の一つだと思っていた」。ショックが強かったためか、その記憶は一時期消えていた。

1人暮らしを始めた男性は19歳のころから数年間、通勤中の電車やバスで女性に痴漢を繰り返した。『生きてる』という感じで、自分の存在意義を見だしていた」。当時、自らの被害の記憶はなく、動機は女性の支配欲だったという。

痴漢では逮捕されなかったが、その後に加わった振り込め詐欺グループが摘発されて実刑判決を受け、服役。受刑者同士が自らの過去を語り合う講座で、性虐待の記憶が突然よみがえり、皆の前で大泣きした。男性は「無意識のうちに、被害体験が自分の犯罪行動に結びついていたのでは」という。「支配された経験」があるゆえに、支配する側に回ることで興奮していたのかもしれない。

来春で出所から丸3年。男性は被害者にあらためて謝罪するとともに「私のような存在を知ってもらうことで、次の被害を生まない社会になってほしい」と話した。

◆性加害者への民間支援 九州では、さまざまな依存症からの回復を目指すNPO法人「ジャパンマック福岡」や、性問題に悩む人たちによる自助グループ「SCA福岡」などが性加害者を受け入れている。定期的にミーティングを開き、参加者が輪になって人には相談しにくい悩みや考えなどを語り合う。体験を共有することで再犯を防ごうという取り組み。

性暴力の実相・第2部(5) 薬物療法と倫理の間で 西日本新聞 2015年11月16日

「性暴力は病気。治療で止められる」

5年前にNPO法人「性障害専門医療センター」(東京)を立ち上げた福井裕輝医師(46)は、抗男性ホルモン剤による治療に取り組む。

診療の拠点は都内と大阪市内。それぞれオフィスビルの一室にある。ホームページ上などで所在は公表しておらず、看板のない部屋で、患者たちがひっそりと診察を受ける。

錠剤を飲んで男性ホルモンの量を抑え、性欲を減退させる治療。もともとがん患者などに行っている治療を応用した。より強い効果を望む人には皮下注射も打つ。「本人の同意が前提。強制はしません」

犯行に至る行動と思考パターンを省みさせる「認知行動療法」も施し、性衝動のコントロールを身に付けさせる。強姦(ごうかん)や痴漢、盗撮、のぞきと罪名を問わず、1カ月の受診者は二百数十人。治療には3~5年を要し、きちんと継続した人の再犯率は「ゼロ」という。

取り組みが少しずつ社会に浸透してきたのだろう。福井医師のもとには近年、全国から新しい患者が相次ぐ。今年10月にはJR博多駅近くに事務所を借り、九州の拠点として、福岡での診療準備を進めている。

人気が高まっているように映るホルモン剤治療だが、実は、国内ではほとんど取り入れられていない。

「実質的な去勢につながり、倫理上問題がある」。こんな意見が医学界に根強いからだ。

2年前から性暴力の加害者を受け入れている「のぞえ総合心療病院」(福岡県久留米市)は「性依存症」「小児性愛」などと診断して薬物療法を行うが、ホルモン剤は投与していない。

20年近く性被害者の治療も続けてきた堀川百合子副院長は「過去にいじめや性虐待といった傷を持つ加害者は多い。加害の要因は複合的であり、直接ホルモンにアプローチする手法になかなか踏み出せない」と打ち明ける。

「自分自身の力では抑えられない。薬でも何でもすがっていききたい」

今春、わいせつ誘拐罪などで実刑を言い渡された20代の男は、判決後、拘置所で記者にこう打ち明けた。男は女兒にわいせつな行為をし、カメラで裸を撮影していた。判決では、裁判長から「性犯罪はカウンセリングだけでは難しい面もある。薬物療法という手段もあるから、ぜひ立ち直って」と説諭を受けた。法曹界でも、この治療法の認知度は高まってきている。

「生まれたことを呪ったこともある」「逮捕されてほっとした」…。記者が面会し、手紙のやりとりを重ねた性加害者の多くが、自分では抑えきれない性衝動に悩んでいるように見えた。実際に、記者に「ホルモン剤治療を受けていい」という加害者は複数いた。

倫理と犯罪抑止。そのはざま、性加害者とともに医師も揺れる。

性犯罪者の情報公開 海外はGPS使用も

性犯罪の再犯を防ぐ対策は各国で異なる。米国や韓国は出所した性犯罪者の住所などをインターネットで公開したり、衛星利用測位システム(GPS)で所在確認したりする監視制度を導入している。ただ、出所後さらに不利益を与える「二重処罰」や「人権侵害」との批判も根強い。

法務省などによると、米国は「メーガン法」(ミーガン法)で、性犯罪出所者の氏名や、顔写真などをネットで公表。転居すれば警察から学校や自治組織に通告する制度を整えて



いる。性衝動を抑えられない出所者には、本人の了解を得た上で性欲を抑制する薬物を投与する。一部の州は、再犯の恐れの高い対象者に電子足輪を強制着用させ、GPSで常時監視する。

韓国も対象者の氏名をネットで公表。電子腕輪の制度もある。韓国やカナダでは、裁判所が出所者に薬物投与を命令できる。英国やフランス、カナダは、対象者に所在地の届け出を義務付けているが非公開としている。

日本では子どもへの性犯罪の受刑者が出所する際、居住予定地などの情報を法務省が警察庁に提供。警察は所在確認するとともに対象者の面談も行う。今年3月の対象者は817人、所在が確認できているのは771人。日弁連刑事弁護センター事務局長の秋田真志弁護士（大阪）は「海外並みの監視制度には人権上の懸念があるが、公費による薬物治療や所在把握の仕組みをどう矯正に組み込むのか、総合的に検討すべき時期に来ている」と話している。

◆**性加害者治療の費用** 性暴力の薬物療法やカウンセリングは国の保険適用外。NPO法人「性障害専門医療センター」では抗男性ホルモン剤が月5000円、認知行動療法が同2万5000円程度。実施している病院は国内では限られている。海外では、欧米や韓国で既に普及している。

性暴力の実相・第2部 性犯罪「顔見知り」が3割 西日本新聞 2015年11月16日

2014年の強制わいせつの摘発件数は前年比8・4%増の4300件で、統計を取り始めた1966年以降最多となったことが、法務省が13日に公表した2015年版犯罪白書で明らかになった。摘発した性犯罪事件（強制わいせつ、強姦（ごうかん））のうち、容疑者と被害者が面識があるケースが約3割を占め、20年前に比べ約3倍に増えた。法務省は「被害者保護の仕組みが進み、泣き寝入りしていたケースが事件化されるようになった結果では」と分析している。

白書によると、強姦は同5・4%減の1100件。強制わいせつと強姦を合わせた事件（不起訴処分などを除く）で、容疑者が被害者の親族や知人など「面識があった」のは1638件で全体の31・6%。20年前の3・1倍となった。強姦は524件で、約5割が顔見知りによる犯行だった。

14年に強姦で摘発された人のうち、過去に罪を犯していた「再犯者」は51・6%。強制わいせつでは45・8%。08年7月からの1年に性犯罪で有罪となった1791人を調べたところ、心理療法を使った再犯防止プログラムを受講していた人の再犯率は5・6%。受講未経験の満期出所者は25・5%で約5倍に上った。

性犯罪を含めた14年の刑法犯認知件数は176万2912件（前年比8・1%減）で、12年連続で減少した。一般刑法犯の摘発者のうち、65歳以上の高齢者の割合が18・8%に上り、20年前に比べ14・9ポイント増えた。

性暴力の実相・第2部（6） 教育が悲劇防ぐ力に 西日本新聞 2015年11月16日

「心も体もぼろぼろで、生きている意味が分かりません。何であのとき殺してくれなかったのですか」

北部九州で起きた集団強姦（ごうかん）事件。10月、法廷で弁護士が被害女性の手紙を読み上げると、被告の母親がすすり泣く声だけが響いた。

22歳の無職の男2人は「きょう、拉致り行こ」を合言葉に町をうろつき、帰宅途中の女性を強引に車に押し込んだ。泣きながら助けを乞う女性を乱暴した。

「悪いことをしている感覚がなかったから、したんだと思います」

淡々と弁明する2人に、入院を余儀なくされ病室でリストカットをするほど苦しむ女性

の叫びは届いていないのだろう。

「感情がないよね？ 人ごとのようだ」。検察官からは厳しい視線を何度も向けられた。2人には懲役13年と9年が言い渡された。

中学高校で性教育の出前授業を行う熊本県合志市の婦人科医池田景子さん（58）には忘れられない少女がいる。歯を食いしばっておえつをかみ殺す表情が、目に焼き付いている。

十数年前、中学3年の少女が体調不良を訴え医院に来た。妊娠5カ月だった。男に乱暴されたが、誰にも言えなかったという。池田さんにも同い年の娘がいた。つらさが倍増した。

「この子をめちゃくちゃにした性暴力を絶対に許せない」。この一件以来、年30回程度、中高生に被害の話をし、性暴力の悲惨さを伝えている。

夫で泌尿器科医の稔さん（58）も中高生に出前授業を行う。性教育の内容は妊娠や出産など女性に偏ることが多いと考え、男性向けの話を意識的に盛り込む。

10月下旬、熊本県の玉名高で2年生約270人に語り掛けた。「彼女が自ら家に来て、無理やり性的な接触をすると性暴力になる」。男性の場合、普段から適切に性欲を解消することの大切さを説明する。

診察の中で、女性をおもちゃ扱いするような男性を見てきた。そんな認識が根付かないよう、少年たちに女性への優しさを持つことの大切さも唱える。

子どもに「性」を教えるのは学校だけではない。NPO法人「マドレボニータ福岡」代表の藤見里紗さん（39）は昨秋から親を対象に「子どもへの性の伝え方講座」を開いている。

性教育の先進校と呼ばれる吉祥女子高（東京）出身。同校の保健体育教諭も務めた。いま、小学校や男女共同参画推進センターで保護者たちに「恥ずかしがらず、子どもたちに性の問題を説明しましょう」と訴える。今年の講演は5回。定員40人の3倍近くの問い合わせがあったこともある。「きちんと性教育を受けていない大人だって不安。しっかり性と向き合う家庭が増えていると思う」と手応えを感じている。

ネットなどで性にあふれる現代。性暴力の病巣は根深い。だが、池田夫妻や藤見さんは口をそろえる。「教育で性暴力は減らせる。そう信じて続けていきたい」

◆男子高校生への性犯罪防止教室 愛知県警は2年前から県内の高校1年の男子生徒を対象に、性犯罪防止のための“防犯教室”を行っている。被害者が受ける心の傷の深さやネットなどにあふれる性情報の誤りなどを教え、加害者にならないための対策を生徒に考えさせる。男子高校生をターゲットにした警察の啓発活動は珍しい。10月13日現在で18回実施し、計約2700人が受講している。



月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行